

規制改革推進会議「規制改革推進に関する第 3 次答申」

(放送制作、債権譲渡部分抜粋版)

平成 30 年 6 月 4 日

規制改革推進会議

5. 投資等分野

(5)放送を巡る規制改革（制作現場が最大限力を発揮できる環境整備）

① 制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善

【a:平成 30 年度早期に措置、b:平成 30 年度中に実施、
c,d:平成 30 年度中に検討を開始し、平成 31 年度上期に結論、
e,f:平成 30 年上半期以降継続的に実施、
g:全般的な検討は平成 30 年度以降。
放送制作現場に係る整理・分析・検討は平成 31 年上期までに結論】

制作現場の問題は、従来からの課題とされてきたが、いまだに解決していない。優越的地位を背景とした放送コンテンツ制作取引上の不当な行為などの問題は、過去に何度も問題とされ、総務省によるガイドラインの整備や公正取引委員会の調査などが行われてきた。しかし、現実は大きく改善していない。ここ数年、放送事業を取り巻く環境が厳しい中で、制作会社にとって価格交渉が従来以上に厳しくなっているとの声もある。テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書（平成 27 年 7 月 29 日公正取引委員会）によれば、制作会社が制作した番組に関する著作権の無償譲渡や二次利用に伴う収益の不配分などについて、優越的地位の濫用規制上問題となり得る事例も指摘されている。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。）、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）に抵触するおそれのある事例も散見されるとの指摘もあるが、関係機関による法執行の実績は乏しい。取引に関し、様々な関係者が関わっていることや、取引の内容が多様であることも、問題が長年解決しない要因と考えられる。

また、取引の発注・受注側を問わず、制作現場における過重な労働環境の問題も指摘される。月末 1 週間の労働時間が 60 時間以上の雇用者の割合は、全業種平均 7.7%に対し、放送業では 12.5%、映像・音声・文字情報制作業では 14.3%にのぼる。雇用形態以外のフリーランスのクリエイター、ディレクターなどが同じ現場で入り混じって働く実態も、問題を複雑化している。したがって、制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善について、以下の措置を講ずる。

- a 番組制作に関わる取引について、総務省は実態調査（「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（第5版。平成29年7月21日）フォローアップ調査等による実態調査）を早急に行い、公正取引委員会及び中小企業庁はこれに協力する。特に、受注側と発注側の認識の差異の要因、番組制作に係る取引価格の実情（外注に際しての価格交渉の実情を含む。）を明らかにする。
- b 制作現場での働き方について、実態調査（メディア業界へのアンケート調査による実態調査）を行う。
- c aの実態調査を踏まえ、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しのほか、取引の透明性向上と更なる適正化のため、新たな取引ルールの策定（法的措置を含む。）に取り組む。
- d aの実態調査を踏まえ、制作現場の環境改善・コンプライアンス向上を確保する方策について、総務省と「放送コンテンツ適正取引推進協議会」（受発注双方の業界団体等で構成）で協力し、中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備（苦情申立て窓口の設置、違反・不適正と判明した場合の情報開示などを含む。）の必要性を検討する。
- e 独禁法、下請法、労働関連法令につき、厳正な運用を行う。これに関連し、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省は放送コンテンツ制作取引におけるこれらの法令の遵守や各行政機関に対する情報提供に関して、放送事業者や制作会社などの取引の当事者に対する研修等を行うなど、積極的な周知を行うこととし、総務省はこれに協力する。また、中小企業庁は放送コンテンツ制作業界を対象とした下請Gメンによるヒアリングに早急に着手する。
- f aの実態調査の結果を踏まえ、独禁法、下請法の違反の疑いのある事案があるときは調査を行い、法違反の事実が認められるときは、厳正な措置を講ずる。
- g 放送に係る制作現場でのフリーランスなど雇用類似の働き方について、総務省の協力を得て、実態と課題の整理・分析を行い、雇用類似の働き方の保護等の在り方についての全般的な検討の材料とするとともに、放送に係る制作現場における当面の必要な措置につき検討する。

(10)金融・資金調達に関する規制改革

① 譲渡制限特約が付された債権の譲渡に関する解釈の周知

【改正債権法施行まで継続的に措置】

平成 32 年春に施行予定の民法（明治 29 年法律第 89 号）の債権関係の改正（以下「改正債権法」という。）では、中小企業等による売掛債権等を活用した資金調達の妨げになると指摘されてきた規定を改正し、当事者（債権を発生させる契約の債権者・債務者）間で債権の譲渡を制限する特約（以下「譲渡制限特約」という。）を締結したとしても、債権を譲渡することは可能とし、債務者にとって弁済先を固定する効力だけが残るものとした。

しかし、譲渡制限特約が付された債権を譲渡した結果、債務者との関係で特約に違反したことを理由に契約を解除されるおそれや、今後の取引を打ち切られるおそれなどがあるため、中小企業等の債権譲渡による資金調達が阻害される可能性がある。

したがって、中小企業等の資金調達の円滑化を図った改正債権法の趣旨を踏まえ、債権譲渡に関する以下の内容を含む政府解釈を、経済団体・業界団体等を通じて国民に幅広く周知する。

- ・譲渡制限特約が付されていても、債権の譲渡の効力は妨げられないこと。
- ・少なくとも資金調達目的での債権譲渡については、契約の解除や損害賠償の原因とはならないこと。さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ること。

② 資金調達目的での債権譲渡を許容する実務慣行形成に関する取組

- 【a:平成 30 年度検討開始、改正債権法施行までに結論・措置、
b:平成 30 年検討・結論、改正債権法施行まで継続的に措置、
c:改正債権法施行まで継続的に措置、
d:平成 30 年度検討開始、改正債権法施行までに結論・措置】

改正債権法の下では、譲渡制限特約が付されていても、資金調達目的での譲渡は、契約の解除や損害賠償、取引関係の打切りの原因とはならないと解釈される。しかし、当該契約においてそれが明確になっていなければ、中小企業等は債権譲渡による資金調達に踏み切れない可能性がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき中央建設業審議会が作成し実施を勧告する建設工事の標準請負契約約款（公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款（甲）及び（乙）並びに建設工事標準下請契約約款）に関し、資金調達目的での債権譲渡は、契約の解除や損害賠償、取引関係の打切りの原因とはならないという解釈を明確化するなど、必要な措置について検討を行い、結論に応じて適当な措置を講ずる。
- b 改正債権法の立法趣旨に沿った実務慣行の形成のため、各企業が用いる契約において以下を明確にすることが望ましいことを、債権譲渡による資金調達需要が見込まれる業界を中心に周知する。
- ・改正債権法の趣旨を踏まえ、譲渡制限特約を締結する場合であっても、金融機関等に対する資金調達目的での債権譲渡を禁じない内容とすること。
 - ・譲渡制限特約が付された債権を資金調達目的で譲渡しても、契約の解除や損害賠償の原因にはならないこと。
- c 下請中小企業振興法第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準（昭和 46 年通商産業省告示第 82 号）において、親事業者と下請事業者の間で譲渡制限特約を締結する場合であっても、金融機関等に対する債権譲渡を禁じない内容とする努力義務が規定されていること等を周知する。
- d 改正債権法の下では、譲渡制限特約が付された債権の譲渡の効力は妨げられないこと、資金調達目的での債権譲渡については契約の解除や損害賠償の原因とはならないこと、さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ることを明記した形で、ABL（Asset Based Lending）の普及・促進に関する資料の新たな取りまとめか、又は過去に作成した資料のうち有用性の高いものの修正を施すことを検討し、結論を得た上で実施する。